

事 務 連 絡  
令和6年8月30日

各関係団体 御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

神奈川県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）に係る保険医療機関・保険薬局あて案内送付について（情報提供）

このことについて、令和6年8月19日付け「神奈川県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）について（依頼）」により申請等手続きについてお知らせしたところです。

このたび、本補助金について周知するため、保険医療機関・保険薬局あてに別添のとおり通知しましたのでお知らせします。なお、通知は審査等業務を委託している『神奈川県電子処方箋の活用・普及の促進事業事務局』より発送しております。

貴会会員から御質問等がございましたら、次のコールセンターを御案内くださるようお願いいたします。

**【本補助金に係るコールセンター・審査等業務委託先】**

名 称：神奈川県電子処方箋の活用・普及の促進事業事務局

〔委託先：株式会社日本旅行 神奈川法人営業部〕

電話番号：**050-8893-3450**

受付時間：平日 10 時 00 分から 17 時 00 分まで

開設期間：令和6年8月19日（月）から令和7年2月28日（金）まで

問合せ先

薬事指導グループ 加藤

電話 045-210-1111 内線 4968

045-210-4967（直）

令和6年8月30日

保険医療機関・保険薬局 御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長  
(公 印 省 略)

令和6年度電子処方箋の活用・普及の促進事業に係る補助金の御案内

日頃から、本県の医療・薬務行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では今年度、電子処方箋の活用・普及に向けて、医療機関・薬局に対する「電子処方箋管理サービス」に関するシステム導入費用の補助事業を行うこととしました。

申請方法等については、別添のチラシやよくある質問を御参照いただき、交付要綱等の詳細をホームページに掲載しておりますので併せて御確認ください。

申請においては、次の点に御留意の上、早めの申請をお願いいたします。

【留意点】

- 当県へ申請する際は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の補助金等交付決定を事前に受けていることが必要です。
- 施設に、県が指定するポスターの掲示をすることが必要です。
- 当県の申請締切日は令和6年12月27日（金）までとなっています。  
支払基金の補助金申請締切日（令和7年9月30日等）とは異なりますので御注意ください。
- 当県の申請は電子申請を原則としています。申請書類等は県ホームページからダウンロードをお願いします。

【申請に関する問合せ先】

本補助金の申請等に関するお問合せは、次のコールセンターへお願いします。

令和6年度神奈川県医療提供体制推進事業  
(電子処方箋の活用・普及の促進事業) コールセンター

電話：050-8893-3450



受付時間：平日午前10時から午後5時まで ※土・日・祝日はお休みです

設置期間：令和6年8月19日（月）から令和7年2月28日（金）

補助対象事業、補助率、様式ダウンロードは、県ホームページ「電子処方箋の活用・普及促進事業について」を御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/denshishohousen/denshishohousen.html>

# 電子処方箋で オンライン診療・オンライン服薬指導 に関するコストや業務を削減できます

## 電子処方箋対応施設では

### データを活用し、重複投薬や併用禁忌をチェック！

医療機関では処方内容を確定する際に、薬局では電子処方箋管理サービスから薬局システムに処方箋のデータを取り込む際に、処方・調剤する薬が**重複投薬**や**併用禁忌**にあたらないかを**電子処方箋管理サービスでチェック**！より安心安全な医療を提供することができます。

### 電子処方箋を活用した場合



#### 医療機関

医療機関では、データを用いたやり取りによって、処方箋原本発送の手間やFAXなどの設備が不要となり、事務作業にかかるコストも削減。



- ・処方後は、患者に**引換番号**を伝え、それを患者が薬局に伝達するため、医療機関から薬局への**FAX・メール送付、FAX番号・アドレスの確認等が不要**に。
- ・患者が利用する薬局が電子処方箋の**データを取り込む**と、それが処方箋原本の取得となるため、**郵送等にかかる送料や事務作業の負担を削減**。



#### 薬局

薬局では、データを用いたやり取りによって、処方箋原本の受取やFAXなどの設備が不要になり、負担が軽減。紙ではなくデータで原本を保管できるので**スペースの節約**にも！



- ・患者から**引換番号と被保険者番号等**が伝達されれば、電子的に処方箋（原本）を取得し、**調剤を開始**できる。**FAXやメールによる処方箋のコピーの受領、コピーの保存が不要**に。
- ・電子処方箋の原本はデータのため、医療機関からの**郵送物を受け取りも不要**に。
- ・調剤後、電子処方箋管理サービスに**調剤結果を登録**し、処方箋（原本）のデータを**電子的に保管**。データなので**保管スペースが削減**。

※ オンライン診療の実施に際しては「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿った対応をお願いいたします。

※ オンライン服薬指導の実施に際しては、「オンライン服薬指導の実施要領」に沿った対応をお願いいたします。

オンライン診療に関するホームページ ▶



オンライン服薬指導（薬局・薬剤師）に関するホームページ ▶



電子処方箋に関するご不明点は、コールセンターへお問合せください。

■ オンライン資格確認等コールセンター（通話料無料）

0800-080-4583

月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：00～18：00  
土曜日（祝日を除く） 8：00～16：00

問い合わせフォーム

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/inquiry/inquiry.html>

電子処方箋の  
その他メリットや詳細情報はこちら！

医療機関等向け  
総合ポータルサイト



厚生労働省HP



# 神奈川県医療提供体制推進事業費補助金 (電子処方箋の活用・普及の促進事業)のお知らせ

神奈川県では、電子処方箋を新規に導入又は電子処方箋の新たな機能を導入した保険医療機関・保険薬局に対し、導入に要する費用を補助する事業を始めます！申請様式等、補助事業の詳細は次のホームページを御確認ください。

神奈川県HP「電子処方箋の活用・普及促進事業について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/denshishohousen/denshishohousen.html>



## 《交付条件》

- 社会保険診療報酬支払基金から補助金等交付決定通知を受けている必要があります。この手続きには約2か月程度かかると言われていますので、早めの対応をお願いします。
- 県の補助金交付を受ける施設は、電子処方箋に関する周知広報ポスターを掲示する必要があります。詳細は県HPでお知らせします。

## 申請方法

e-kanagawa電子申請システムによる申請となります。

電子申請はこちら

※電子申請が不可能な場合は、問合せ先へご相談ください

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=76358](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=76358)

●提出書類： \*の様式は県HPから適宜ダウンロードして作成してください

- ①補助金交付申請書\*
- ②支払基金から交付された補助金等交付決定通知書の写し
- ③電子処方箋管理サービスの導入に係る領収書の写し
- ④電子処方箋管理サービスの導入に係る領収書内訳書の写し
- ⑤経費所要額調書\*
- ⑥役員等氏名一覧表\*
- ⑦振込先口座情報\*

令和6年度診療報酬改定で、電子処方箋等を導入し医療DXに対応する体制を評価する『医療DX推進体制整備加算』が新設されましたので、導入を御検討ください。



## 申請期間

令和6年9月2日(月)から令和6年12月27日(金)まで

※電子申請は最終日(令和6年12月27日(金)23:59まで受信有効)に申請が完了していること。電子申請が不可能な場合は問合せ先へご相談ください。

## 【本補助金に関する問合せ先】

[受託先：株式会社日本旅行神奈川法人営業部]

神奈川県電子処方箋の活用・普及の促進事業事務局

コールセンター電話番号：050-8893-3450 (受付時間：平日10:00から17:00まで)



# よくある質問

## どのような施設が補助の対象となりますか？

- A) 支払基金の電子処方箋管理サービスに関連する補助金・助成金(以下「国補助金等」という。)の交付決定を受けた保険医療機関(医科、歯科)、保険薬局が補助の対象となります。なお、県の補助金では、「大型チェーン薬局(グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)」と「薬局(大型チェーン薬局以外)」の区分分けはありませんので、どちらも施設区分は「薬局」になります。

## 前年度に国補助金等の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県の補助金は申請できますか？

- A) 既に電子処方箋管理サービスを導入して、国補助金等の交付決定を受けた施設であれば、県の補助金交付決定前に導入した場合でも、県の補助金を申請することは可能です。つまり、国補助金等の交付決定を受けていれば導入時期を問わず、県の補助対象になります。

## 補助金の対象となる経費はどのようなものがありますか？

- A) 国補助金等と対象経費は同じであり、電子処方箋導入のための既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る経費を対象とします。  
事業区分は以下3つに分かれ、それぞれで補助上限が異なります。
- (1) 電子処方箋管理サービスを初期導入
  - (2) 既に電子処方箋管理サービスを導入している施設が新機能を導入
  - (3) 電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入

## 電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト(修理費用を含む)も補助対象になりますか？

- A) 導入後に発生する費用(ランニングコスト・修理費用を含む)は補助対象外となります。

## 補助限度額の範囲内で複数回に分けて補助金を申請することはできますか？

- A) 電子処方箋管理サービスの導入に係るすべての事業を完了した後、一度に申請いただくこととなりますので、複数回の申請はできません。  
ただし、事業区分「(1)初期導入」で県に補助金を申請した後、令和6年度から新たに補助対象となった「新機能」を施設に導入し、支払基金に事業区分「(2)新機能」で補助金申請を行い、交付決定を受けた場合は、別途、県に対して事業区分「(2)新機能」の申請が可能です。

県の補助金の交付条件において、「県が指定する電子処方箋に関する周知広報ポスターを掲示しなければならない」と示されていますが、具体的にはどのようなポスターですか？

A) 2種類のポスターを施設内で患者様の見えやすい場所に掲示していただく必要があります。

①「電子処方箋の対応施設の周知ポスター」…令和5年2月に支払基金より全医療機関・薬局へ送付されているものですので、そのポスターをご利用ください。紛失等している場合は、県薬務課 HP 又は厚生労働省ホームページに掲載されていますので、印刷の上、掲示してください。

②「電子処方箋のメリットの周知ポスター」…県民の方に電子処方箋のメリットを知ってもらうためのポスターです。こちらは、県薬務課 HP 又は厚生労働省ホームページに掲載されていますので、印刷の上、掲示してください。

なお、①②いずれのポスターも、色や大きさの指定はございませんので、利用者の周知に適した形で印刷して掲示をお願いします。

実績報告に添付する「県が指定する電子処方箋に関する周知広報ポスターを対象施設に掲示したことが分かる資料」とは具体的に何ですか？

A) 2種類のポスターを施設内に掲示していただき、その場所の写真を撮っていただいたものを提出していただきます。

ポスター1枚につき写真1枚ずつでも、ポスターが隣り合っておりポスター2枚を1枚の写真に収めていただくことでも構いません。

ただし、その写真において、県が指定したポスターであることが判別できること、また県の補助金の交付決定を受けた施設内であることが分かることが必要です。

県の補助金は申請書を提出してからどのぐらいで交付されますか？

A) 申請を受け付け後、審査を行い、申請内容に不備がなければ1ヶ月程度で交付決定通知書がお手元に届きます。交付決定通知の日から2週間以内に実績報告書を提出してください。実績報告書の提出後、1ヶ月程度でお支払いする予定です。

なお、申請や実績報告において、不備や添付書類不足がある場合、また、申請が集中した場合等には、予定より交付に時間を要する可能性があります。